

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	18 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月及び同年7月

私は、申立期間は国民年金に加入していたはずであり、国民年金被保険者資格喪失届を提出した覚えは全く無い。申立期間の保険料はA銀行B支店で納付書に現金を添えて納付したはずであるが、領収書は、納付した際に窓口で受け取ったものの、現在持っていない。

国民年金保険料は、毎月納期までに妻と一緒に納付しており、一度も支払を忘れたことは無い。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月に国民年金に強制加入してから、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、C市が保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードに、昭和54年6月8日資格喪失、同年8月22日資格取得と記載されているが、この時点において申立人が資格を喪失する理由が見当たらない上、同年6月及び7月の2か月のみが未加入期間となることは考え難い。

さらに、同市は、「国民年金被保険者名簿兼検認カードの事務処理システムが昭和54年度以降変更されたが、表記方法の詳細については資料が現存しないので、分からない。」としており、同市の保険料の納付記録に係る事務処理方法は不明であるものの、i) 同カードに記載された申立期間の直後の納付記録が、定額納付を意味する「1」ではなく、「納」となっていること、ii) 同年度に行われた現年度納付の保険料の記録において、申立人が請求した覚えの無い還付請求の記録がある（現在の記録上、還付請求したとされる期間は、納

付済期間となっている) こと等、不自然な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

夫は申立期間に係る国民年金保険料を納付しているのに、私の保険料だけが納付されていないのはおかしい。私だけ免除申請して夫は免除申請していないことは考えられない。生活は楽ではなかったが、保険料を払えなかったほど苦しくもなかったので、私の保険料が納付されていないのはおかしい。

当時、免除申請の手続をした覚えも無いので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付するとともに、第1号被保険者と第3号被保険者間の種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金に関する意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は申立人が婚姻した直後であるが、申立人の夫、申立人の父母及び夫の父母は、申立期間に相当する期間の保険料をすべて納付している上、追納した記録も無い。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間当時、A業に従事していたが、保険料（月額保険料550円）を払えないほど生活が苦しくはなく、自然災害も無かったと供述しており、実際に申立人の居住する市では昭和47年当時災害発生の記録は認められないことなど、申立人夫婦の生活状況に変化は見られず、申立人だけが申請免除する特段の理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで  
昭和 62 年に社会保険事務所で年金の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることを知った。私は、夫から 20 年以上厚生年金保険に加入するように言われていたので、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 10 月の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす者 6 人の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみである上、当該事業所は、「当時、退職者への送付状には脱退手当金の請求手続は各自で行うようにと記載した上で離職票等を送っていた。」と回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の直後にある 1 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、未請求となっている被保険者期間は、申立期間と同一事業所であり、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期

間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年7月から38年1月までは2万6,000円、同年2月から39年1月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月25日から39年2月1日まで  
昭和26年3月から61年3月までA社B支店に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び商業登記簿謄本の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社B支店の支配人として継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している者が4人(申立人を除く。)確認でき、そのうち3人は、雇用保険の加入記録から、申立期間についても当該事業所において勤務していたことが認められる上、一人が保管する当時のノートに記載された給与明細のメモにより、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人及び申立人の複数の同僚の厚生年金保険加入記録か

ら判断すると、当時、A社では、同社B支店に勤務する者について、同支店が昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間においては同社本社で同保険の被保険者とする取扱いであったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年6月の社会保険事務所の記録及び申立人と同様に取締役であった者の標準報酬月額の推移から、37年7月から38年1月までは2万6,000円、同年2月から39年1月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和37年7月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から39年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成16年9月及び17年8月については41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年9月1日から17年9月1日まで

申立期間はA社に勤務していた。当時の給与は40万円であったが、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、この給与支給額を下回っている。

申立期間の報酬額が確認できる給与明細書等はないが、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成16年9月及び17年8月については、A社が保管する賃金台帳により、申立人が、両月において社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（36万円）を超える報酬月額（40万円）の支払いを受け、16年9月については報酬月額に基づく標準報酬月額（41万円）に見合う金額（2万7,839円）を上回る厚生年金保険料（2万9,876円）を、17年8月については報酬月額に基づく標準報酬月額（41万円）に見合う金額（2万8,564円）を上回る厚生年金保険料（2万9,290円）を、それぞれ事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち平成16年9月及び17年8月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の両月に係る標準報酬月額については、賃金台帳の報酬額又は保険料控除額から、いずれも41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成16年10月から17年7月までの期間については、賃金台帳に記載された給与支給額(40万円)は、社会保険庁が記録している標準報酬月額(36万円)よりも高額であるものの、事業主が申立期間において源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(2万5,081円)に見合う標準報酬月額(36万円)は、同庁が記録している標準報酬月額と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち平成16年9月及び17年8月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、「誤った健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出したため、報酬月額に見合う厚生年金保険料は納付していない。」と供述している上、当該事業所が保管する平成16年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び賃金台帳により、事業主が、同年4月から6月までの報酬月額として、誤って各月の給与支給総額から社会保険料、所得税及び住民税を控除した後の差引支給額を届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る両月の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間のうち同年9月及び17年8月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1244

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月30日から同年2月1日まで  
平成13年7月1日から14年1月31日までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では同年1月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになる。

当時の出勤簿、給与台帳等を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する出勤簿、雇用保険被保険者離職票及び給与台帳により、申立人が、A社に平成14年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成13年12月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成8年6月から同年9月までは15万円、同年10月から9年7月までは16万円、同年8月から同年10月までは41万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月16日から9年11月26日まで  
申立期間はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。  
当時の報酬額が確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年6月から同年9月までは15万円、同年10月から9年7月までは16万円、同年8月から同年10月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成9年11月26日から約2か月後の10年1月13日付けで、8年6月から9年10月までの間の標準報酬月額が、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか当該事業所の代表取締役も、10年1月13日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、申立期間のうち平成9年5月31日以降の期間においてはA社の取締役であったことが確

認できるが、当該事業所の代表取締役であった者は、「申立人は経理、給与及び社会保険事務について全く関与していない。社会保険事務所に対応していたのは自分であり、申立人は遡<sup>そきゅう</sup>及訂正の届出については全く承知していない。」と供述しているほか、申立期間当時、当該事業所で社会保険事務を担当していた者も、「申立人は社会保険事務には全く関与していなかった。社長の決裁を取り、事務手続を行っていたのは自分である。」と供述している上、社会保険庁の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年11月26日に当該事業所で同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者10人に照会したところ、回答があった4人からも、申立人が社会保険事務について関与していたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、申立人は、当該減額訂正の事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年6月から同年9月までは15万円、同年10月から9年7月までは16万円、同年8月から同年10月までは41万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月1日から29年6月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を28年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28年4月から同年10月までは4,000円、同年11月から29年5月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年4月1日から29年6月10日まで  
② 昭和29年7月から同年9月1日まで  
③ 昭和31年10月30日から32年3月10日まで

申立期間①について、昭和28年3月にB職業補導所（現在は、C学校）を卒業し、同補導所のあっせんにより、同年4月1日から29年6月30日まで、D高等学校（申立人の入学時にはD高等学校であったが、昭和30年4月1日に同校の廃校に伴いE高等学校に併合される。）F科（定時制）に通学しながらA社で勤務したが、入社した当初の期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②及び③について、昭和29年6月30日にA社を退職し、翌月の同年7月中にG社へ入社し、32年3月にE高等学校F科（定時制）を卒業するまで勤務したが、入社した当初の期間（申立期間②）及び退職する直前の期間（申立期間③）について、厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C学校の申立人に係る補導生調査表の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和28年4月1日にA社に入社し、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該事業所に一緒に勤務した同僚4人の名前を挙げているが、このうち所在が確認できる唯一の同僚は、本人が記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致している上、この同僚からは、「A社では、見習期間等が無く、全員入社と同時に健康保険及び厚生年金保険に加入していた。」との供述があった。

さらに、社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚10人について、本人が記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係をみると、このうち9人が、記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認でき、これは先述の同僚の供述と一致する。

加えて、上記の記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致している同僚9人のうち、一人は申立人と同じく、B職業補導所を卒業し、同補導所のあっせんにより当該事業所に入社したとしている上、ほか一人は、申立人とは異なる高等学校であるものの、申立人と同じく高等学校（定時制）に通学しながら勤務していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和28年4月1日に当該事業所に入社し、同日から29年6月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と年齢及び入社時期の近い同僚の標準報酬月額から判断すると、昭和28年4月から同年10月までは4,000円、同年11月から29年5月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和41年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡していることから確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主が29年6月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年4月から29年5月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



2 申立期間②について、申立人の従事業務に関する申立内容及び申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述内容から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間②中にG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和57年8月23日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により平成元年12月3日に解散していることが確認でき、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の当時の厚生年金保険の適用について確認できない。

また、社会保険事務所の記録から、申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる当該事業所の解散時の事業主からは、「当該事業所では、一般的に採用後3か月間の試用期間を設けており、この期間は厚生年金保険に加入しておらず、保険料を控除していなかった。」との回答があった。

さらに、申立人は、申立人と同時期に当該事業所へ入社した同僚二人の名前を挙げているが、この同僚二人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期の関係をみると、一人は申立人が入社する1か月前に入社したとしているが、厚生年金保険の被保険者資格取得は、申立人と同日となっている上、残り一人は、申立人が入社した2か月後に当該事業所に入社したとしているが、厚生年金保険の被保険者資格取得は、申立人と同日となっており、入社時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚4人に照会したところ、二人から回答を得たが、このうち一人は、「自分は、当時、従業員をまとめる役職にあったが、通常、入社後3か月間は勤務の適性を見定めるための試用期間があり、この間、社会保険に加入していなかった。このことは、当時の従業員全員が知っていることである。」と供述しており、これは先述の解散時の事業主の回答と一致している。そして、残りの同僚一人は、本人が記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日が一致しているものの、この同僚は、当時、当該事業所に勤務していた実兄の紹介により当該事業所に入社したとしており、申立人及びその他同僚と採用時の状況が異なることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記

憶は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和 32 年 3 月に E 高等学校 F 科（定時制）を卒業し、卒業と同時期に G 社を退職したと主張しているが、E 高等学校が保管する申立人に係る高等学校生徒指導要録によると、申立人は 28 年 4 月 6 日に同校の第 2 学年に編入し、31 年 3 月に同校を卒業していることが確認でき、申立人の主張する同校の卒業時期は同校の記録と異なっている。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち、E 高等学校 F 科（定時制）の 1 年後輩であり、申立人の紹介により当該事業所に入社したとされる同僚は、「申立人は、自分が高等学校を卒業する 1 年前の昭和 31 年 3 月に卒業しており、卒業と同時に G 社を退職している。その後は勤務していない。」と供述しており、申立人の卒業時期について同校の記録と一致している上、申立人の卒業時期及び勤務期間に関する主張と一致しないほか、残る二人も、「申立人は、定時制の高等学校に通学している間勤務し、卒業と同時に退職している。その後は勤務していない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚二人に照会したところ、このうち一人は、「私は、昭和 31 年 3 月に G 社に入社した。申立人は、夜間の高等学校に通学していたことを記憶しているが、自分が入社して間もなく、申立人は、高等学校を卒業し、ほぼ同時期に G 社を退職している。その後は一緒に勤務していない。」と供述している上、残りの一人も「申立人は、定時制の高等学校に通学している間勤務し、卒業と同時に退職している。」と供述している。

これらの状況を踏まえると、申立人は、申立期間③において、当該事業所に勤務していなかったものと推認される。

加えて、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から38年3月までの期間、同年7月から40年3月までの期間及び41年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から38年3月まで  
② 昭和38年7月から40年3月まで  
③ 昭和41年4月から46年3月まで

私は、申立期間当時、農協を通じて妻の分と併せて国民年金保険料を納付していたはずである。2回ぐらいは町役場から申請免除になるとの説明を受けたことがあるが、合算すると7年間も申請免除になるとは聞いていない。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、前後の同手帳記号番号合計100人の納付記録を確認したところ、100人のうち申立人夫婦を含む40人は申立期間に申請免除となっている記録が確認できる上、申立人の同手帳記号番号の前15人のうち記録が確認できる14人については、申立人同様、申立期間に相当する期間のうちで一部又は全部が申請免除期間となっていることが確認できる。

また、申立人の記憶する近隣の住民23人のうち国民年金の納付記録が確認できる15人についても、そのうち10人に申立期間に相当する期間のうちで一部又は全部の期間に申請免除期間があることが確認できる。

さらに、A町において、申立期間のうち昭和37年、39年及び41年に冷害等災害があったことが確認でき、申立人も同町役場から申請免除の説明を聞いたことがあるとしており、申立期間当時、被災して収入が減少する世帯には申請免除の手続を行うよう同町役場で説明していたものと推認される。

加えて、申立人は、B農業協同組合及びC農業協同組合を通じて国民年金保険料を納付していたとしているが、これらの農協を承継したA町農業協同組合では、当時の状況は不明であるとしている上、申立人はB及びC農協を通じて保険料を納付したこと以外に納付方法について具体的な記憶が無く、追納した記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から38年3月までの期間、同年7月から40年3月までの期間及び41年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から38年3月まで  
② 昭和38年7月から40年3月まで  
③ 昭和41年4月から46年3月まで

私は、申立期間当時、農協を通じて夫の分と併せて国民年金保険料を納付していたはずである。夫は、2回ぐらいは町役場から申請免除になるとの説明を受けたことがあるが、合算すると7年間も申請免除になるとは聞いていないと言っている。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、前後の同手帳記号番号合計100人の納付記録を確認したところ、100人のうち申立人夫婦を含む40人は申立期間に申請免除となっている記録が確認できる上、申立人の夫の同手帳記号番号の前15人のうち記録が確認できる14人については、申立人同様、申立期間に相当する期間のうちで一部又は全部が申請免除期間となっていることが確認できる。

また、申立人の夫の記憶する近隣の住民23人のうち国民年金の納付記録が確認できる15人についても、そのうち10人に申立期間に相当する期間のうちで一部又は全部の期間に申請免除期間があることが確認できる。

さらに、A町において、申立期間のうち昭和37年、39年及び41年に冷害等災害があったことが確認でき、申立人の夫も同町役場から申請免除の説明を聞いたことがあるとしており、申立期間当時、被災して収入が減少する世帯には申請免除の手続を行うよう同町役場で説明していたものと推認される。

加えて、申立人は、B農業協同組合及びC農業協同組合を通じて国民年金保険料を納付していたとしているが、これらの農協を承継したA町農業協同組合では、当時の状況は不明であるとしている上、申立人及びその夫はB及びC農協を通じて保険料を納付したこと以外に納付方法について具体的な記憶が無く、追納した記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から55年3月まで

昭和51年に婚姻し、嫁ぎ先が自営業を営んでいたことから、1週間に3回は取引先の銀行員が売上金等の集金に来ていた。その際に、夫の母親が私の国民年金保険料も納付してくれていたと思う。私の夫の保険料は納付済みと記録されているのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付には一切関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする、その夫の母親は既に他界しているため、申立期間の保険料の納付状況等については不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人が所持する国民年金手帳記号番号の周辺番号に係る被保険者資格記録調査等により、昭和55年6月ごろであることが推認でき、その時点では、申立期間のうち51年12月から53年3月までの国民年金保険料は、特例納付によるほかは、既に時効により納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこと、及び特例納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が、その夫の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするA信用組合B支店（現在は、C信用組合B支店）及びB信用金庫D支店において、いずれも当該国民年金保険料に係る資料が無いことから当時の状況は不明である。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和49年4月ごろA市B区役所に婚姻届を提出しに行った際に、同区役所の職員から勧められて、夫婦二人分の国民年金（付加年金を含む。）の加入手続を行った。

私の国民年金保険料は、私の妻が、後日郵送されてきた夫婦二人分の納付書に保険料を添えてC銀行D支店（現在は、E銀行D支店）に3か月ごとに持参し納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が間違いなく納付していたはずなので、納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月ごろA市B区役所に婚姻届を提出しに行った際に同区役所の職員から勧められて、夫婦二人分の国民年金（付加年金を含む。）の加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、付加年金の加入及び付加保険料の納付については、旧国民年金法第87条の2第1項の規定により「被保険者は都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、国民年金保険料のほか、400円の保険料を納付する者となることができる。」とされているところ、i) 申立人及びその妻の国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳には、「昭和50年6月付加加入」と記載されていること、ii) 社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和50年4月から同年9月までの定額保険料、そのうち同年6月から同年9月までの付加保険料が一括して同年9月22日に納付されたことが確認できることから、申立人が国民年金（付加年金を含む）の加入手続を行った時期は50年6月と認められ、

「昭和 49 年 4 月ごろに婚姻届を提出した際に、自分と妻の二人分の国民年金と付加年金の加入手続を一緒に行った。」とする申立人の供述と一致しない。

また、申立人は、申立期間の保険料について「妻が夫婦二人分の保険料を 3 か月ごとに銀行で納付していた。」と供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、前記のとおり昭和 50 年 6 月と認められ、その時点で、申立期間の保険料は過年度納付となるが、申立人の妻は申立期間の保険料を遡<sup>そきゅう</sup>及して納付したとする供述は行っていない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、妻が申立人夫婦二人分の保険料を納付していたはずであるとしているが、その妻も、当該期間の保険料は未納と記録されている。

加えて、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料（付加保険料を含む。）が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和26年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和49年4月ごろA市B区役所に婚姻届を提出しに行った際に、同区役所の職員から勧められて、夫婦二人分の国民年金（付加年金を含む。）の加入手続を行った。

私の国民年金保険料は、私自身が、後日郵送されてきた夫婦二人分の納付書に保険料を添えてC銀行D支店（現在は、E銀行D支店）に3か月ごとに持参し納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料は、私自身が間違いなく納付していたはずなので、納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月ごろA市B区役所に婚姻届を提出しに行った際に、同区役所の職員から勧められて、夫婦二人分の国民年金（付加年金を含む。）の加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、付加年金の加入及び付加保険料の納付については、旧国民年金法第87条の2第1項の規定により「被保険者は都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月以降の各月につき、国民年金保険料のほか、400円の保険料を納付する者となることができる。」とされているところ、i) 申立人及びその夫の国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳には、「昭和50年6月付加加入」と記載されていること、ii) 社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和50年4月から同年9月までの定額保険料、そのうち同年6月から同年9月までの付加保険料が一括して同年8月20日に納付されたことが確認できることから、申立人が国民年金（付加年金を含む）の加入手続を行った時期は50年6月と認められ、

「昭和 49 年 4 月ごろに婚姻届を提出した際に、自分と夫の二人分の国民年金と付加年金の加入手続を一緒に行った。」とする申立人の供述と一致しない。

また、申立人は申立期間の保険料について、「私が、夫婦二人分の保険料を 3 か月ごとに銀行で納付していた。」と供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、前記のとおり昭和 50 年 6 月と認められ、その時点で、申立期間の保険料は過年度納付となるが、申立人は申立期間の保険料を遡及<sup>そきゅう</sup>して納付したとする供述は行っていない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、自分自身が夫婦二人分の保険料を納付していたはずであるとしているが、その夫も当該期間の保険料は未納と記録されている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料（付加保険料を含む。）が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年1月まで

新聞やテレビなどで国民年金保険料を<sup>さかのぼ</sup>遡って納付できる制度の施行が最後になることを知り、昭和53年2月ごろに、私の亡夫がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その際に、国民年金を受給するためには25年間の納付期間が必要だと説明されたので、同日、申立期間の国民年金保険料として13万円ぐら<sup>さかのぼ</sup>いを遡って、亡夫が同区役所で納付してくれたはずである。

申立期間の保険料について、納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により昭和53年2月ごろと推認できる上、その資格取得年月日は、申立人が所持している国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」に53年2月15日（任意）と記載されており、当該年月日は、社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿の記録とも一致している。

また、申立期間において、申立人の夫は共済組合の組合員であったことから、申立人は国民年金の任意加入被保険者の対象者となり、任意加入被保険者は<sup>さかのぼ</sup>遡って国民年金に加入できず、その保険料の納付もできないことから、申立人の供述内容には不自然さがみられる。

さらに、申立期間は37か月と長期間である上、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に一切関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする申立人の夫は既に他界しており、申立人の国民年金の加入手

続及び保険料納付状況等は不明である。

加えて、申立人の夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、その夫が申立期間に係る申立人の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの期間、同年12月から9年3月までの期間及び12年11月から15年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から8年3月まで  
② 平成8年12月から9年3月まで  
③ 平成12年11月から15年11月まで

私は、平成7年8月にA社を退職し、A社のフランチャイズ店「A社B店」を開業したことを契機に、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①は平成8年5月に、申立期間②は9年9月に共に納付書により、いずれもC市D区役所で納付したと記憶している。

また、申立期間③については、保険料の納付書が届いていたが、納付していなかったためにE市から再三催告の電話があり、その際「納付しないと今までの納付してきた分が無駄になり、利息も掛かるので早く納めるように。」と言われたので、平成15年12月に同市役所に手持資金100万円の中から現金45万円を持参し、まとめて納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る保険料の納付時期を平成8年5月とし、申立期間②に係る保険料の納付時期を9年9月として、いずれもC市D区役所で納付したと供述しているが、申立人が納付したとする時点では、申立期間①及び②は共に過年度納付になり、同区役所では過年度保険料の収納事務を行っていないことから、申立人の供述は不自然である。

2 申立期間③について、申立人は、平成15年12月にE市役所に現金45万円を持参して一括納付したと供述しているが、i) E市の国民健康保険加入記録により、申立人が同市に居住していた期間は、14年6月から15年11



月までであることが確認でき、15年12月には同市には居住していないこと、ii) 申立人が、一括納付したとする15年12月の時点において、申立期間③のうち、12年11月から13年10月までの期間は既に時効により納付できない期間であること、iii) 申立人の12年11月21日付けの国民年金被保険者資格取得記録及び15年12月1日付けの同資格喪失記録は、申立人が平成16年度に係る国民年金保険料の免除申請を行い、その処理に着手したと推認される16年12月13日に追加された記録であり、当該日以前は、9年4月25日付けの同資格喪失(平成9年5月16日処理)が最終記録であることから、申立人は、申立期間③を含む9年4月から16年12月までの期間は国民年金被保険者と記録されておらず、15年12月に申立期間③の国民年金保険料を納付したとする、申立人の供述は不合理である。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1247

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 10 日から 34 年 4 月 11 日まで  
② 昭和 34 年 11 月 5 日から 35 年 4 月 11 日まで  
③ 昭和 44 年 12 月 16 日から 45 年 3 月 21 日まで  
④ 昭和 61 年 3 月 1 日から同年 4 月 29 日まで  
⑤ 平成 3 年 12 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで

申立期間①及び②はA社B支店（現在は、C社）に勤務した。申立期間③はD社（現在は、E社）に期間従業員として勤務した。申立期間④及び⑤はF社に勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

いずれの申立期間も間違いなく2か月以上勤務していたので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人から提出された給与明細書の写し、勤務表が記載されている手帳、社内報及び労働組合の機関紙から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①及び②中にA社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「保存されている当時の社員及び通年雇用者である現務員に係る人事関係資料には申立人の記録は無く、申立人は社員及び現務員ではなかったとみられる。当時、社員及び現務員のほか期間雇用者がいたが、期間雇用者には健康保険及び厚生年金保険の適用を行っておらず、保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は、社会保険事務所の記録によると当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立人が保管する申立期間①に係る昭和 34 年 2 月分並びに申立期間②に係

る 35 年 2 月分及び同年 3 月分の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間③について、申立人から提出された雇入契約書の写しから判断すると、申立人が申立期間③に期間従業員としてD社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では、期間従業員に関する資料は保存されていないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、当該事業所における期間従業員に対する厚生年金保険の適用等について、当該事業所及び当時の人事課長から具体的な供述を得ることができないが、申立人が名前を挙げた同僚二人を含む申立人提出の同職種の従業員名簿に記載されている 62 人は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、期間従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものとは考え難い。

さらに、申立人は昭和 44 年 12 月分及び 45 年 1 月分の給与袋を保管しているものの、氏名、給与額及び社会保険料の控除額等は記載されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できない上、当該事業所の健康保険組合の記録及び雇用保険の被保険者記録も確認できない。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間③を含む昭和 36 年 4 月から 45 年 11 月まで国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間④及び⑤について、申立人から提出された平成 3 年分の源泉徴収票の写し、4 年 1 月分から同年 3 月分までの給与明細書の写し及び未払分日雇給料支給調書の写しから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間⑤中に F 社 G 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は「パート職員を含む社員の退職履歴記録に申立人の名前は確認できず、申立人が未払分日雇給与支給調書を保管していることから、申立人はアルバイト（非常勤職員）として勤務していたものと考えられる。アルバイト職員は原則として 2 か月ごとの雇用契約であり、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、申立人は同僚の名前について記憶しておらず、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同僚に当時の状況を確認すべく試みたが、当該事業所は社会保険の適用を本社

一括で行っており、かつ、従業員数が多数であることから、申立期間④及び⑤当時に同社のG支店に勤務していた者を特定することができず、当時の状況を聞き取ることができなかった。

さらに、申立人が保管する申立期間⑤に係る平成3年分の源泉徴収票及び4年1月分から同年3月分までの給与明細書には、厚生年金保険料の控除額の記載が無い上、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間④中の昭和61年4月から62年12月までは、国民年金の第3号被保険者であることが確認できる。

4 このほか、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 4 日から 50 年 3 月 1 日まで

昭和 47 年 8 月に A 社に入社し、同年 9 月から社会保険の適用となり、52 年 6 月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

健康保険証をもらっており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 50 年 3 月 1 日であることが確認でき、これは、社会保険事務所が保管する当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶している当時の同僚のうち、二人は当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、複数の同僚の供述から入社時期が特定できた同僚 6 人のうち、4 人は入社から 2 年から 6 年程度後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以前から入社していたとする残りの二人は、適用事業所となった時点の 7 年半から 9 年程度後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の同僚 6 人のうち一人は「当時は年金への関心が低く、厚生年金保険の加入よりも給与の手取額を多くすることを望む従業員が多かった。昭

和 50 年ごろから従業員全員を加入させるようになったと記憶している。」としている上、6 人のうち連絡の取れた 3 人は、「厚生年金保険に加入するまでの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかった。」と供述している。

このことから、当時、事業主は従業員について一律に厚生年金保険の加入手続を行わず、従業員ごとに加入の判断を行っていたものと推測される。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、当該事業所の健康保険の適用は、A 健康保険組合であることから、厚生年金保険と加入手続が同時である政府管掌健康保険とは異なり、同組合の健康保険に加入していたとしても厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとは言えない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年3月1日まで  
昭和40年4月1日にA社(当時は、B社C出張所)に入社し、平成4年9月末まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人とA社において一緒に勤務していたとするものの、申立人の入社時期を特定する供述を得ることができない上、雇用保険の被保険者記録では、申立人は当該事業所における同保険の取得日が昭和41年3月1日であることが確認でき、これは、社会保険事務所が保管する当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、当該事業所では、当時の資料が保存されていないとしている上、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が同郷でほぼ同時期に入社したとする同僚は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得が昭和41年3月1日で申立人と同日である上、当該同僚は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

加えて、入社時期の供述が得られた同僚3人は、社会保険事務所の記録によると、入社から3か月から1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚のうち一人は、「昭和40年11月に当該事業所に入

社したが、入社後すぐには厚生年金保険に加入できなかった。」と供述しており、当該事業所において昭和41年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、40年11月から41年1月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料の控除について具体的な記憶が無い。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間のうち昭和40年10月から41年2月まで国民年金に加入しており、その期間は保険料が免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 1250

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで

昭和 36 年 10 月 27 日に自動車運転免許を取得後、A社B支店（現在は、A社C支店）B営業所からD職が不足しているので働いてくれるように頼まれ、37年4月1日から39年5月31日までD職として勤務したが、社会保険事務所から申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間については、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社B支店B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社C支店に照会したところ、「当支店が保管している申立期間当時の厚生年金保険被保険者の氏名等が記録されている名簿、及び社員名簿を調査したが、いずれにも申立人の名前が確認できない。」と回答している上、A健康保険組合に照会した結果でも、「当時の資料は廃棄されているため、不明である。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等については確認することができなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人及び申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 15 人の計 16 人に照会したところ、14 人から回答があり、このうち回答者本人が入社時期を記憶している 10 人のうち 9 人については、自身が記憶している入社日から 3 か月から 6 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうちD職であった一人は、「D職は、採

用時にはすべて臨時社員であり、自分も入社当時は臨時社員であった。臨時社員は厚生年金保険には加入させてもらえず、給与から厚生年金保険料を控除されることも無かった。申立期間当時、臨時社員については、入社してから数年後に試験を受け、これに合格してから正社員となっていたので、申立人も入社当時は臨時社員で厚生年金保険に加入させてもらえなかったはずだ。」と供述しているほか、事務職であった一人は、「自分は、入社してから3年ぐらいは臨時社員であった。事務職に限らず、D職や作業職の者も入社してから数年後に試験を受けて合格した者が正社員となっていた。自分も、試験を受けて正社員になってから厚生年金保険に加入し、保険料が控除されるようになった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、臨時社員として採用した者について、採用後、一定期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月から29年9月まで

A管理事務所に勤務し、B業務に従事していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

業務上の都合により、生年月日を昭和8年9月4日としていたものの、申立期間において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA管理事務所内でB業務に従事し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立人に係る勤務実態について、C省D局に照会したところ、「確認できる資料が無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態については、全く不明である上、当局が保管するA管理事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の加入記録は確認できなかった。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA管理事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果においても、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人についても、当該同僚本人がA管理事務所に勤務していたとする期間について、厚生年金保険の加入記録は無い上、当該同僚は「採用時において、厚生年金保険の適用に係る説明は無かったことから、厚生年金保険には加入していなかったと思う。また、給与から厚生年金保険料が控除されていたという記憶も無い。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間におけるA管理事務所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚9人に照会し4人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付けるような供述を得ることはできなかつた上、これら4人全員が、「A管理事務所に勤務していた者のうち、申立人が主張する業務内容に従事している者はいなかつた。」と供述していること、及び申立人が申立期間において従事していたとしている業務内容に従事する者については、昭和26年7月のE省F局長から都道府県知事あて通知の写しにより、申立期間は厚生年金保険の強制被保険者とされていなかつたことが確認できることを併せて判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで

A業務に昭和 37 年 1 月から同年 9 月 20 日まで、同年 4 月を除き就労したが、社会保険事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間は特定することはできないものの、申立人がB省C局D部E事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該事業所を管轄していたF省C局に照会したが、当該事業所が保存している「非常勤職員勤務記録」における申立人の厚生年金保険の資格記録をみると、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と符合しており、申立期間における資格記録は確認できない上、申立期間当時、社会保険事務を担当していた事務官も所在を特定することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用についても確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同職種で同郷の同僚 3 人から回答が得られたところ、全員が「申立人が勤務していた期間については鮮明な記憶はないが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な関連資料及び供述は得られなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所が保管

する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無い上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日及び記号番号の払出日は、いずれも昭和37年5月7日と記録されている。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1253

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から13年10月まで

申立期間は、A社の代表取締役として勤務し、月額88万円以上の役員報酬を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が平成9年8月から11年10月までは20万円、同年11月から13年10月までは9万8,000円となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、商業登記簿謄本の記録によりA社の設立から現在まで代表取締役として同社に在籍し、社会保険庁の記録により事業主であったことが確認できる。

2 申立期間のうち平成9年8月から11年10月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成10年2月2日付けで、9年8月までさかのぼって59万円から20万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成11年8月まで社会保険事務所に届出する書類の作成を社会保険労務士事務所に委託していたことが確認できたことから、当該社会保険労務士事務所に保管されていた平成10年度及び11年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を確認したところ、申立人に係る標準報酬月額は、両年度共に20万円に定時決定されていることが確認できる上、当該届出書には、社会保険事務所の確認印、及び当該事業所の会社ゴム印と会社印も押印されており、しかも、さかのぼって手続した形跡も無いことから、不自然な点は見受けられず、代表取締役である申立人が、書類の内容を確認せずに押印したとは考え難い。

また、平成11年1月末まで同社に勤務していた者及び申立期間当時に当

該事業所が税務申告事務を委託していた公認会計士は、「社会保険は、申立人が管理していた。」と供述していることから、当該期間について、代表取締役である申立人が関与せずに、社会保険事務所が標準報酬月額の設定を行ったとは考え難い。

これらの事情により、申立人は、当該期間において当該事業所の代表取締役であることから、仮に申立人が給与から主張どおりの厚生年金保険料を控除されていたとしても、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知りうる状況であったと認められる場合に該当することから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 申立期間のうち平成11年11月から13年10月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当該事業所が、平成13年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の同年11月21日付けで、11年11月までさかのぼって20万円から9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る滞納処分票及び不納欠損決議書には、当該事業所は、平成8年8月分から社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金）を断続的に滞納し始め、同年11月から16年12月までの間に、82回にわたる滞納処理に係る事蹟が記録されている。これに対して申立人は、「当時、営業取引があったB事業所の売掛金を社会保険事務所に差し押さえられたので、厚生年金保険料は完納しているはずである。」と主張しているが、B事業所を経営しているC社への債権差押の後にも保険料の滞納があったことが記載されており、その結果、9年10月分からの社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金）の合計金額197万3,673円は滞納処分の執行停止となり、16年12月に不納欠損処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は健康保険の被保険者資格喪失後にこれを任意継続しているが、このオンライン処理日は、平成11年11月までさかのぼって標準報酬月額の減額処理をした日と同日の13年11月21日である上、減額処理後の標準報酬月額である9万8,000円に基づく保険料を納付していることが確認できることから判断すると、申立人は、当該期間当時、厚生年金保険被保険者の標準報酬月額を遡及訂正したことを承知していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 1254

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年2月24日まで

厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社（現在は、B社）C事業所には、昭和46年に退職するまで途切れることなく勤務していた。申立期間当時は、D業務をしており、厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和33年4月1日から46年10月25日までの期間について、A社C事業所において勤務していたと認められる。

しかしながら、B社に照会したが、「当時の資料が散逸していることから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について不明である。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管するA社C事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格（第1種被保険者）を喪失し、36年2月24日に同資格（第3種被保険者）を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が、申立人と同じく35年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、36年2月又は同年3月に同資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人は生存及び連絡先が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができず、社会保険事務所の記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した15人

に照会したところ、12 人から回答があり、複数の者が「申立人は申立期間において、A社C事業所に勤務していた。」と供述しているが、申立てを裏付ける関連資料は無く、申立人と同日の昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の一人は、「申立人とは昭和 32 年 11 月から 46 年 1 月まで一緒に勤務していた。しかし、私も申立人と同様に 35 年 10 月から 36 年 1 月までの 4 か月間について厚生年金保険が未加入となっている。35 年 10 月から仕事がE作業場からF作業場に代わったが、継続して勤務しており、退職はしていない。」と供述し、他の一人は、「申立人とは昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月までE作業場で一緒に勤務していた。36 年 3 月 20 日ごろに仕事がE作業場からF作業場に代わったが、これは準社員（正社員以外）から正社員になるためであった。私も同じ時期（昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 3 月 19 日まで）の厚生年金保険の加入期間記録が無く、空白となっているが、その理由については分からない。」と供述しており、二人からは、申立期間における厚生年金保険の適用及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年ごろから 36 年ごろまで  
② 昭和 36 年ごろから 42 年 9 月 1 日まで

昭和 35 年ごろに友達の紹介で A 社に入社し、36 年ごろまで勤務していた。その後、B 社の事業主を知っていたため、直接同社に出向き採用してもらい、36 年ごろから勤務していた。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A 社の勤務時の期間と B 社での昭和 36 年から 42 年 8 月までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 1 月 1 日であることから、申立期間①については、当該事業所は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当該事業所は平成 8 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務状況、当時の当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、法務局において、当該事業所の商業登記簿謄本を確認したところ、会社設立が昭和 36 年 10 月 20 日であることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、「私は、昭和 36 年 5 月から 37 年 1 月までは C 社に勤務しており、その後、A 社に入社した。A 社は 35 年から 36 年ごろは事業所として存在しておらず、37 年ごろに会

社が設立されたと思う。私は37年1月から46年2月まで同社でD職として勤務していたが、当時の従業員数は30人ぐらいだったと思う。申立人もD職として勤務していたが、勤務していた時期は38年から40年ぐらいまでであり、申立期間とは、時期がずれていると思う。」と供述しており、当該同僚は、社会保険事務所の記録から、37年1月1日から46年2月2日までの期間、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、前職のC社において、36年5月21日から37年1月1日までの期間、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

なお、上述の同僚が勤務していたC社に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無い。

加えて、社会保険事務所の記録から、当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した11人に照会したところ、回答が得られた7人のうち5人は、「申立人は勤務していた。」と供述しているものの、申立人が勤務していた時期については、詳しくは分からないとしており、申立人の当該事業所での勤務期間の特定はできない。

その上、前述の同僚の供述から、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和37年1月以降に勤務していたことが推認されることから、申立人に当該事業所での勤務時期について再確認したが、申立人は「A社には申立てのとおりに、昭和35年ごろから36年ごろまで勤務しており、以降はB社で勤務していた。申立期間①以外の期間において当該事業所に勤務していない。」としている。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和51年4月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したところ、「申立人が勤務していたことは確かだが、当時の資料等が無く、申立人の勤務状況について確認することができない。また、事業所では試用期間があったとは思いますがよく覚えておらず、厚生年金保険の適用状況についても不明である。」としており、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録から、当該事業所において申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した6人に照会したところ、5人から回答が得られたが、いずれも「申立人については記憶に無い。」と供述しており、このうち一人は「私は昭和30年4月に住み込みの見習E職として入社し、主にF業務をして36年5月まで勤務した。見習E職であった数年間は厚生年金保険に加入させてもらえず、ある程度の給料がもらえるようになってから厚生年金保険に加入させてもらい、給与から保険料が控除されたと思う。」と供述している上、本人が記憶している当該事業所に入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格取

得時期との関係を見ると、入社時期から3年1か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できるほか、申立人が申立期間②において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。
- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 20 日から 34 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 34 年 6 月 1 日から同年 9 月 4 日までは加入した記録はあるが、申立期間については加入した事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間は、A社に勤務し、厚生年金保険にも加入しており、回答された内容は誤りと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が同期の同僚として名前を挙げた 4 人について確認したところ、社会保険事務所の記録によると、このうち二人については申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡はみられない上、生存及び連絡先が判明した一人に対して照会したが、回答が得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 33 年 1 月 4 日から 34 年 6 月 5 日までに資格取得した被保険者 40 人のうち、生存及び連絡先が判明した 12 人に対して照会したところ、10 人から回答があったが、「申立人の名前は聞いたことが無い。」、「申立人の勤務期間は知らない。」「当時のことを覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を裏づける供述が得られない。

さらに、申立人は、昭和 34 年 6 月 1 日から同年 9 月 4 日までの厚生年金保険の加入記録については誤りであると主張しているが、当該事業所は、平成 15 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時

の代表者は、「保存する資料も無く、申立人が勤務していたどうかは不明である。」と供述していることから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得が勤務事実に基づかずに届出されたものかどうかを裏付ける資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出票を確認したところ、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和34年6月1日、資格喪失日は同年9月4日と記録されており、同被保険者名簿の33年1月1日から34年3月30日までの間の資格取得者には、申立人の名前は無い上、被保険者整理番号にも欠番は認められないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1257

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで  
申立期間は、A社に勤務し、月額 50 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 10 万 4,000 円となっているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 7 月 23 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(50万円)が、9年3月1日までさかのぼって10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった時点の厚生年金保険の被保険者4人のうち申立人のみ標準報酬月額の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正がされていることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月ごろから51年11月ごろまで  
申立期間については、A社のB課に勤務し、C職の補佐役等をしていた。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、  
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和49年6月2日から同年12月31日までの期間、50年3月28日から同年12月31日までの期間及び51年4月16日から同年11月30日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時は、正社員については入社時から厚生年金保険に加入していたが、期間雇用者については、雇用保険のみ加入していたようだ。」との回答があったとともに、申立人は、雇用保険の被保険者記録から判断すると期間雇用者であったと考えられる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人及び社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる9人に照会したところ、9人から回答があったが、申立人の厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできず、そのうちの一人は「申立人は、臨時のD職として勤務していた。申立期間当時は、厚生年金保険に関する意識も低く、臨時の者は厚生年金保険に加入していない人が多かった。」と述べている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間のうち昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から 51 年 11 月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間となっており、48 年 4 月から同年 9 月までは、国民年金保険料を納付しており、申立人自身が、これら免除申請及び納付を行ったことを認めている。

その上、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1259 (事案 446 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月21日から24年8月1日まで  
② 昭和24年11月1日から25年4月1日まで

昭和21年8月21日から28年1月20日まで、公共職業安定所から正式に紹介され、A社に正社員として勤務していた。

同社は、地域の核として規模の大きな組織であり、厚生年金保険の適用事業所になっていないのは不自然である。

社会保険事務所の加入記録によると、申立期間が欠落しているため、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主が提出した在職期間証明書により、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、i) 当該事業所は、両申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 同僚についても、両申立期間に厚生年金保険に加入していた事実が確認できないこと、及びiii) 事業主及び複数の同僚に照会しても、両申立期間に係る厚生年金保険料控除についての具体的な供述を得ることができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は 新たな資料等を提出することなく、「当該事業所は、地域の核として規模の大きな組織であることから厚生年金保険の適用事業所になっていないのは不自然であるため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」との主張をしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事

情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1260 (事案 739 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月から同年 5 月まで  
② 昭和 30 年 6 月から 37 年 3 月 31 日まで

申立期間①は、A社(現在は、B社)の敷地内にあった同社の下請けの事業所に勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、C社に勤務した期間であるが、当該事業所には、昭和 30 年 6 月から 39 年 1 月まで勤務したにもかかわらず、このうち、昭和 37 年 4 月から退職する 39 年 1 月までの期間については厚生年金保険の加入記録はあるものの、入社当初の 30 年 6 月から 37 年 3 月までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人は、勤務した事業所名及び一緒に勤務した同僚の名前について記憶しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない上、A社及び同社から業務を請け負っていた事業所計 11 事業所について、社会保険事務所が保管するこれら事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難いため、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料を提出しておらず、申立期間について、申立期間①を「昭和 29 年 4 月から同年 10 月まで」としていたものを「30 年 3 月から同年 5 月まで」に変更しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当

初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、申立人が、申立期間②中においてC社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所の記録では、同社は昭和44年11月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない上、複数の同僚について、採用時期から厚生年金保険被保険者資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なることが確認できることから、同社は、従業員ごとに加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測されるほか、同僚の供述から、申立人が日雇作業員であった可能性も否定できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たに一緒に勤務した同僚等として8人の名前を挙げている。

そこで、前回の調査に加えて、これら同僚について調査したが、このうち3人は既に死亡しており、二人は所在が確認できず、一人は病气療養中のため、いずれも申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、残り二人のうち、一人は、「本件には関わりたくない。」とし、協力が得られなかった上、ほか一人も「当時のことはすべて忘れた。」と供述していることから、連絡が取れた二人からも、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上記の協力が得られなかった同僚一人について、申立人は「本人から、『昭和34年に入社し、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。』との回答を得ている。」と主張しているが、社会保険事務所の記録では、この同僚は昭和36年に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人の主張と一致しない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1261

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 12 日から 35 年 8 月 1 日まで  
昭和 34 年 3 月、A 高校を卒業すると同時に学校の紹介により、B 社に就職した。  
最初は、同社C工場に赴任したが、本社採用であるため、厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった住民票(写し)に記載された転入先の住所がB社C工場の所在地と一致すること、住民票(写し)に記載された転入日が昭和34年3月12日であること、及び申立人と同期入社であったとする二人の同僚が申立人と一緒に同工場で勤務したと供述していることから判断すると、申立人は、申立期間に同工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同期入社であったとする同僚二人は「昭和34年3月に一緒に入社して、B社C工場D業務に必要な下働きを1年間ほど行い、その後、E作業を行っていた。厚生年金保険には、入社と同時に加入しておらず、給与から保険料の控除も無かったと思う。」と供述しており、申立人及び死亡した同期入社一人を含む4人の厚生年金保険は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿から、B社F工場において昭和35年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に勤務したB社C工場は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立期間にB社の名称で厚生年金保険の適用を受けていた事業所は、整理記号が「\*」のB社F工場及び同記号が「\*」の同社本社の2か所であることが社会保険事務所の保管する両事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できるが、「\*」のB社において、申立期間に申立人

及び同期入社3人（死亡した一人を含む）が厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は無い。

さらに、上述のB社F工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格の取得記録がある者のうち、9人に対して厚生年金保険の適用状況等について確認したところ、4人から回答を得たが、このうち二人は記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が1年以上ずれていることが確認できる（残りの二人のうち、一人は記憶している入社日と被保険者資格取得日がほぼ一致、他の一人は入社日の記憶が無い。）。

これらのことから、B社は、申立期間当時、採用した従業員については一定の見習い期間を経て、厚生年金保険の被保険者資格取得届を提出していたことが考えられる。

加えて、商業登記簿上、B社は現存するものの、事業主からは「当社は、平成13年5月14日に特別清算を終結した後、残余の債権回収や管理業務等の清算を目的としてのみ存在している会社であり、社員もいない。書類等については、特別清算手続の際に大半を廃棄したため、申立期間当時の厚生年金保険の適用等については調べようがなく、答えられない。」としていることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料の控除について具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年8月1日まで  
昭和32年4月1日からA社（現在は、B社）に勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録は同年8月1日からとなっているので、加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断して、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じC職で同期入社したとする同僚二人は、いずれも入社後すぐにD市で研修を受け、研修を終えた昭和32年8月1日に正式採用になったと供述しているとともに、そのうちの一人は、正式採用前の期間は給与から厚生年金保険料の控除は無かったとしており、申立人を含む3人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格は、社会保険事務所の記録から、同日に取得したことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる3人の同僚等のうち、申立人を知っているとしている二人の同僚は、職種が申立人とは異なるものの（一人はE業務担当、もう一人は指導員）、当該事業所における被保険者資格の取得日が記憶している入社日より1か月程度遅いことから、当該事業所では、職種によって期間の差がみられるものの、入社後、一定の試用期間を経て厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがわれる（他の一人はD市出張が多かったため、申立人のことは不明であり、自身の入社日も記憶が無いとしている。）。

さらに、B社では、申立期間当時の資料が無いため不明としており、申立人

の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格の取得日は昭和 32 年 8 月 1 日であり、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同日であるとする社会保険事務所の記録と合致する。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1263

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
昭和 31 年 4 月、A社B工場に入社し、A社B工場C組合（現在は、D社）に配属された。

厚生年金保険の加入記録では、昭和 31 年 12 月 1 日からとなっているが、同年 4 月 1 日からの加入が正しいと思うので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が上司として名前を挙げ、後にD社のE部副部長となった者及び申立期間に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、A社B工場C組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 31 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人を除き 23 人が当該事業所の厚生年金保険新規適用年月日である昭和31年12月1日に厚生年金保険に加入したことが確認できるものの、これ以前に厚生年金保険に加入していた記録は確認できない。

さらに、このうちの3人は、申立期間当時、A社B工場において厚生年金保険に加入していたことが確認できるとともに、申立人が上司として名前を挙げた者も、申立期間当時、同工場において厚生年金保険に加入していたことが確認できるが、申立人に同工場での加入記録は無く、他の20人も申立期間に同工場を含め厚生年金保険に加入していた記録は無い。

加えて、上述の23人のうち、生存が確認でき、回答が得られた4人は、いずれも申立期間当時、当該事業所に勤務していたとしている上、そのうちの1

人は「当該事業所が厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と供述している。

その上、D社は、「書類は既に廃棄しているため、申立期間当時の状況は不明。」と回答しており、商業登記簿謄本から、同社が昭和33年6月10日に設立された時点の代表取締役も既に死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の適用等について確認することはできなかった。

なお、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は厚生年金保険料の控除について具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1264

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年9月30日まで  
② 昭和32年4月1日から同年9月30日まで

A省B局C部D出張所において、4年ほど期間雇用として勤務し、E業務に従事したが、厚生年金保険の加入記録は2年しかない。給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A省B局C部D出張所は、昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人は同日及び30年4月1日に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録が社会保険事務所の保管する当該事業所の被保険者名簿から確認できるが、申立期間における被保険者資格の取得記録が確認できない。

また、F省B局C部は、両申立期間当時の勤務記録票及び賃金台帳を保存期間経過により廃棄しているため、両申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については不明としている上、E省B局も、申立期間における非常勤職員に係る社会保険の適用事務に関する通達は保存期間経過により廃棄しているとともに、申立人の人事記録は無いとしていることから、申立人の両申立期間における勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所における同僚及び上司についての記憶が無く、社会保険事務所の記録から両申立期間に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚8人、いずれかの申立期間に被保険者であったことが確認できる同僚5人、及び申立期間①以前に被保険者であったことが確認できる同僚二人の合計15人に照会したところ、7人から回答があったが、

申立人と一緒に勤務したとしているのは、両申立期間に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚二人だけであり、この二人も「一緒に勤務した期間は記憶していない。」としていることから、申立人の両申立期間における勤務状況等に関する具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、両申立期間当時において当該事業所の正職員であった二人に照会したところ、申立人の直属の上司であったとする者は、「部下であった申立人とは別の者が昭和26年から1年間勤務した後、正職員となったので、その後任として申立人が来た。申立人とは27年か28年ごろから3年間ほど一緒に勤務した記憶がある。」としていることから、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年4月より以前から当該事業所に勤務していたものの、申立期間は当該事業所に勤務していなかったことも考えられる（他の一人は、不明と回答している）。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、両申立期間において、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。